引原ダム湖面利用　届出書

提出日　令和　　年　　月　　日

※利用年月日	令和　　年　　月　　日　　時　　分から （　　日間） 令和　　年　　月　　日　　時　　分まで				
※利用目的					
持込用具					
※利用人数	幼児・小学生	中学生	高校生	一般	合計
	名	名	名	名	名

利用責任者	団体名			
	氏名	※		
	住所	※		
	電話番号	※	携帯電話	
緊急時連絡先	団体名			
	氏名	※		
	住所	※		
	電話番号	※	携帯電話	

※印は必ず記入してください　　・緊急時連絡先は必ず連絡の取れる連絡先を記入ください。

◆　引原ダムの湖面は、所定の使用申請をし、下記の事項を遵守する方に限り使用できます。

なお、不正な使用者については、以後の使用を禁止します。

【申請方法】

◇　利用日がイベント、大会等で利用ができない事がありますので事前に音水湖カヌークラブの HP をご確認ください。

音水湖カヌークラブ https://www.onzuiko.com　TEL/FAX 0790-73-0336

◇　湖面利用届出は事前に音水湖カヌークラブ FAX 0790-73-0336 または onzuiko.canoe@gmail.com へ直接お送りください。

◇　波賀市民局への提出も可能です。湖面利用届出は事前に連絡をいただいている場合は、当日提出していただくことも可能です。

【利用のできる範囲】

◇　湖面の利用範囲は、網場より上流の区域で、市の指定した箇所とし、水際より５m離れた範囲とする。発着施設以外から発着しないこと。

【利用できる期間】

◇　利用できる期間は、３月１日から１２月３１日までの間で、１日の利用は日の出から日没までとします。

ただし、増水時や各種の注意報が発令されているとき、またダムの管理上支障となるときは使用できません。

【利用の方法】

◇　３名以上で利用し、１名の監視員を付けること。

◇　使用できるボートは、手漕ぎ・足漕ぎとし、他の動力によるものは使用できません。

◇　使用者は、常時救命胴衣を着用すること。

◇　使用後は、一切の器具を湖面から撤収すること。

◇　使用する者は、必ず使用者申請書に必要事項を記入し提出すること。

【その他】

◇　自己の責任は、一切を使用当事者で負うこと。

◇　ダム管理所員、監視員の指示に従うこと。

◇　釣りを目的とする者は、別に入川券を購入すること。

受　付　印